

2 長薬発第 28 号
令和 2 年 4 月 7 日

地域薬剤師会長 様
同実務実習担当者 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

関東地区調整機構 新型コロナウイルス感染症に係る
実務実習に関する基本方針について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る実務実習に関する基本方針について、関東地区調整機構より、別添のとおり通知がありました。

これまで、新型コロナウイルス感染症に係る実務実習の中断・継続等については、各大学によって対応が異なっておりましたが、このほど、関東地区調整機構より、基本方針が示されました。

つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、詳細につきましては別添のとおりとなりますので、貴会内の令和 2 年度実務実習受入施設へご周知くださるよう、お願いいたします。

〒390-0802 松本市旭 2-10-15
長野県薬剤師会 保険医療課 中島・大塚・藤澤
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail:hoken4@naganokenyaku.or.jp

令和2年4月2日

一般社団法人 長野県薬剤師会
会長 日野 寛明 殿

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友二



謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より病院・薬局実務実習関東地区調整機構の事業にご理解とご協力を頂きまして感謝申し上げます。

関東地区調整機構としては、2月27日に、「実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願い」として委員長名で各大学の機構委員宛に実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について各大学の方針を早急にまとめ、受け入れ施設側への周知と協議について文書を発信致しました。その後、大学の薬局実習の中断報告が寄せられ、機構において中断・再開に関する情報を取りまとめて調整機構委員に発信し周知を図ってまいりました。しかし、大学からの一方的な中断・再開の通知のみで実習施設に対する配慮が欠如した状況が生じ実習施設に多大なるご迷惑をお掛けする結果となったことは、本機構としては誠に申し訳なく思います。

実務実習に関する本機構の方針は、本部である薬学教育協議会より発信された考えと基本的同じです。したがって、改めて、本機構の方針（添付書類）について各大学および関連団体へ発信いたしました。また、中断・再開した大学、継続した大学を含めてこれまでの経緯等について調査し、その結果についてまとめ、後日ご報告させていただきます。何卒、ご理解いただき、今後も本機構の事業にご協力のほどよろしくお願い致します。

謹 白

令和2年3月30日

関東地区調整機構
大学小委員会 委員各位

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友二

新型コロナウイルス感染症に係る実務実習に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響が多方面に及んでいます。一部の地域ではこのままの状況では爆発的な感染拡大が起こり得るとの分析が報告され、感染拡大防止策の厳格な徹底が望まれる状況にあります。そのような状況下で医療者の養成課程である薬学実務実習の実施に関して様々な意見が寄せられています。

本機構では先に、関係 23 大学に対して実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について早急に方針をまとめ、各大学での方針を受け入れ施設側に周知するようお願いしました。その後、薬学教育協議会より、指導薬剤師の指導の下で実施される医療活動を通して実務実習生一人ひとりが医療人としての責務を改めて確認し、感染拡大抑制・収束に向けてはたさなければならない務めを果たすことが重要であるとの考えが発信されました。

しかし、実務実習に関する対応がばらばらで実務実習の実施において種々の問題を生じております。そこで、改めて本機構としての基本方針についてまとめましたので、これに準じて対応していただきたくお願いいたします。

1. 医療機関が必要とされる状況下では基本的に実務実習は継続する。

6年制薬学教育における臨床現場での実務実習の意義および重要性を鑑み、実務実習を継続して実施することを基本とする。

ただし、実習施設において受入れあるいは継続が困難との意思表示がなされた場合、あるいは、大学法人の統一方針として実務実習を中断あるいは中止するとの決定がなされた場合はこの限りではない。

2. 実務実習の継続にあたっては以下の点について徹底する。

1) 学生への指導

①地域および医療現場での感染拡大防止の観点からの予防対策の徹底

<具体例>

- ・毎朝の体温測定と実習施設への報告
- ・石鹸による手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒(実習施設へ到着時、実習中、食事前、外出先からの帰宅時など)

- ・うがいの励行(実習施設へ到着時、実習中、食事前、外出先からの帰宅時など)
- ・マスクの着用(通学時、実習中)
- ・咳やくしゃみなどに対する咳エチケット(マスクをしていない場合はティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる、周囲の人から離れる)
- ・休日には不必要な外出や多くの人が集まるイベント等への参加をしない
- ・休日には体調を整えるためにもゆっくりと休養をとる
- ・大学から発信される情報に常に注意し、迅速かつ適切に対応する

②感染が疑われ、実習を欠席する場合の対応の徹底

<具体例>

- ・感染が疑われる場合は、指導薬剤師に連絡のうえ、絶対に無理はせずに欠席する
- ・一定期間欠席した場合も、毎日の体温測定と大学への連絡を行う
- ・再開する条件などを大学-施設間で協議する

2)実習施設への連絡と説明、および実習内容等について協議

大学は、大学の方針と上記の学生指導内容について必ず実習施設へ連絡・説明する。また、実習施設の状況・方針に基づいて実習内容について協議し、実習継続についての共有を図り、連絡を密にして教育連携を強化する。

3. 実習施設の継続が困難な場合

1)実習施設より継続が困難との意思表示があった場合

実習の中断(あるいは中止)について、実習施設と大学は十分に協議し、中断か中止かを決定し、中断の場合は、次の事項について相互に確認の上、調整機構事務局へ内容について報告する。

- ①中断期間、②中断中の対応、③再開条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習内容の補講

2)大学が中断あるいは中止を決定した場合

実習中断(あるいは中止)をせざるを得ない場合、大学は次の事項について実習施設に十分な説明を行い、その後の対応について協議し、調整機構事務局に報告する。

- ①中断理由、②中断期間、③再開判断の条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習の取扱い、⑥中断期間中の実習内容の補講(基本的に実習期間は延長せず、大学での補完を考慮する)
*中断においては、大学において中断より学生の成績等に不利益が生じないように配慮する。

3)実習が中止となった場合(長期間の中断となった場合も含む)

基本的に他の期への振替で実習を行うことになるが、調整機構を介しての再度の実習エントリーを行う。実習施設との直接交渉はしない。

*今後の状況の変化により対応が変更となる可能性もあります。その際には改めて提示させていただきますので、常に最新の情報にご留意ください。